

第二管区海上保安本部公示第25号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年8月7日

第二管区海上保安本部長
白崎 俊介（公印省略）

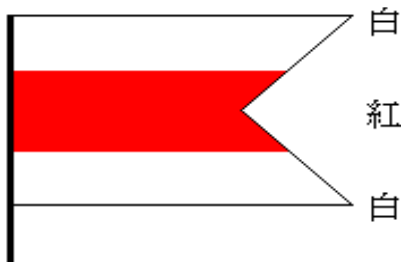
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1) 区 域

船川港（付図のとおり）
- (2) 期 間

令和7年8月18日から
令和7年9月26日（内7～14日間）
- 3 水路測量の実施方法
- GNSSによる測位、音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
- 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



縮尺 1:25,000

[illegible]